

# さくら

弁護士法人 さくら綜合法律事務所報

Office report



- ▶ある事件のその後…………… 弁護士 竹澤 京平
- ▶土偶の輝き…………… 弁護士 高橋 一弥
- ▶債権回収について…………… 弁護士 姉崎 真人
- ▶副会長雑感 ～千葉県弁護士会副会長として～…………… 弁護士 竹村 一成
- ▶弁護士費用保険をご存知ですか…………… 弁護士 秋場 啓佑
- ▶遺言書はどこに保管する?…………… 弁護士 鈴木 淳美



代表弁護士 竹澤 京平

## ある事件のその後

以前この事務所報で、入会団体が県を相手方として、分収林契約（県が民有地を借り上げ地上権を設定し、そこに県が植林して、定められた期間で伐採して売却した上で、その収益を定められた割合で地権者に分配する契約）の期間満了に基づき、立木の取去と土地の明渡をを求める事件のことを掲載したことをご記憶の方も居られると思います。この事件が今年3月にやっと和解成立により一応解決しました。

この事件は、分収林契約が戦前・戦後の一時期に木材の不足の解消と森林の保全を目的として県が進めた施策によるものでしたが、時が移り国産材が輸入材に押され価額が低迷する一方で、山林の管理費用や伐採費用が多額に掛かり、伐採して売却しても赤字になることから、県はこれを止め、立木の所有権を放棄して現状のまま地権者に引き渡そうとしたため、地権者である入会団体としては、その後の立木の管理が大変な上に自分たちで伐採し売却するにしても赤字になるので、無償で所有権を移転されてもそれはマイナスを押し付けられることになると言うことで、契約通り皆伐して土地の明渡しを求めたものです。

最初は裁判所外での交渉もあったのですがうまく行かず、平成30年6月に民事調停を申立てたのですが（前に本誌で掲載したのはこの頃です。）、不調となってしまい、その後令和元年5月に訴訟に移行したものの双方の主張がかみ合わず、判決にするしかないと思っていましたが、裁判所から和解の勧告があり、金銭解決案や皆伐を前提に自然林に戻す案など色々検討されましたがいずれも合意に至らず、一時は和解交渉も暗礁に乗り上げ掛けたところ、裁判所の粘り強い説得もあり、やっと和解成立の運びとなりました。

今回の和解内容の大筋は、(1)立木の所有権を県から入会団体に無償で移転する、(2)県は県の費用負担で、以前に分収林契約が終了し入会団体の所有になっている2カ所の立木を含めその全部（約40ヘクタール分）について、令和4年4月及び令和34年4月の2回に渡りそれぞれ3年以内の期間で間伐作業を行うと云うものです。県としては、1回目の間伐はともかく2回目が30年先のことになることから、予算措置をどうするかなど不確定要素があり、議会の承認を取るのに苦労したようです。

一方入会団体側としても同じように、将来の不確定要素を考えると皆伐を前提にすべきとの意見も強く有りましたが、過疎化による人口の減少下における森林の保全と、取り敢えず30年後の間伐をせずに以前の分（約29ヘクタール）も含めて大きな費用を要しないで管理できると云う経済的合理性を考え合わせる立場から、和解に応ずることにしたのです。

ところで、この和解が成立する少し前から木材の価額が徐々に値上がりしてきました。その原因の一つは、コロナ禍の影響で輸送コストが上り輸入材が入って来にくくなった上に、その後ロシアのウクライナ侵攻でロシアに対する経済制裁の煽りで木材が輸入できなくなったことなどによるものです。



エネルギーや食料分野で自給自足が求められている中で、この分野でも自給自足が問われることになれば、近い将来国内の林業もまた活気を取り戻すことになるかも知れませんが、林業を支える人達が減少しているだけでなく高齢化していることなどを考えると、持続可能な産業として立て直すには相当な時間を要するでしょう。

今回の和解の中で2回目の間伐が30年後となっていますが、その頃は事件に主導的に関わった人達も多くはいなくなっているでしょうし、入会団体の存続も大変になってくるかも知れず、一抹の不安があるところです。時代の変動が激しい現代において、それなりに長いスパンの問題について解決することの難しさを考えさせられています。(今回の和解が吉とでるか凶と出るかは神のみぞ知ると云うことかも知れませんね。)



館山湾（鏡ヶ浦）の夕日

弁護士 高橋 一弥

## 土偶の輝き

土偶をご存じでしょうか。同じ土人形の埴輪と勘違いする方もあるようですが、作られた時代が違います。土偶は、縄文時代の中期から晩期つまり紀元前8000年から紀元前500年ころまでに作られ、埴輪は、古墳時代の4世紀から7世紀ころに作られました。埴輪は古墳の装飾品であり、死者を祀るという目的がはっきりしているのに対し、それより遙か昔に作られた土偶は、その造形や出土状態から豊穰祈願、安産祈願、再生祈願など色々推測されてはいるものの、定まったものはありません。

土偶には大小様々な形があり、小さな頭部だけのものでも笑った顔、怒った顔、沈んだ顔などオモチャ感覚で多様さを楽しめます。日本全国から出土していますが、国宝に指定されているのは5体でいずれも東日本です。北海道1、青森県1、山形県1、長野県2。いずれもほぼ完全な姿で残っている人型（おそらく女性）の人形で、座っているものと立っているものがあります。高さは20cmくらいから50cm足らず。西日本から小型のものしか出土していないのは、私には以前からの謎です。縄文時代、氷河が溶けて日本列島が温暖化してきたとはいえ、西日本と比べ北海道東北や長野は生きていく環境に厳しいものがあつたはず。この厳しい生存環境は北の縄文人に自然に対する畏敬の念を生じさせ、死を身近なものとしたことであつたでしょう。それが主食である木の実の豊穰を願わせ、子孫の繁栄や死後の再生を祈ることに繋がり、土偶文化を発展させ、より大型で精妙な土偶が製作されていったのではないのでしょうか。

精巧さの点では、晩期に作られた遮光器土偶（あの半ば閉じているような大きな目を持ち、でっぷりとした全身に入れ墨のような紋様が入っている人形です）が最高でしょう。ただ、完全な形で出土していないせいか国宝に指定されたものはなく、個人的には造形的なひらめきと冒険が足りないような感じがします。

国宝土偶にはそれぞれ特徴があり、時代を経るにつれ製作技術が向上していく様を楽しみながら、その造形から縄文人の思いをたぐり寄せるのはなかなか楽しいものです。5体を見て回った私の一押しは山形の「縄文の女神」です。高さが一番あり、太陽に向かって願いを捧げる女性の姿を見事にデフォルメした土偶で、そのシャープな造形の妙は縄文人恐るべしと誰もが驚嘆するであろう作品です。山形の旅の折りには、サクランボと牛肉を楽しむだけでなく、是非、山形県立美術館に足をお運びください（JR山形駅から徒歩10分。入館料800円。月曜休館。）。

青森（八戸市）の「合掌土偶」も一見の価値があります。





座位にて身体の前で両手を組み合わせているポーズは他に類を見ないものです（出産のポーズという説もあります）。全身に何とも言えぬ光沢がありパーツ全てに細かな紋様が描かれていて、技術の精妙さは国宝の中では一番であろうと思いますし、丸い目と口、筋の通った鼻にはなんとも言えぬ愛嬌があります。

現物を見れば、日本人の祖先が数千年も前にこれらを作ったことに誇らしさが湧いてきます。辺境の地は、その後に入ってきた中国文化にて豊かで多彩な文化を形成することになりますが、それより前に、この国には驚くほど繊細な独自の文化があったのです。これは、古伊万里の陶磁器を欧州の貴族達が愛し、その彩色や構図を真似したという歴史を知ったときに感ずる誇らしさに通じるものがあります。

縄文と言えば、新潟県十日町市周辺から多数出土した縄文中期の火焰型土器（これも国宝）も外せません。縄文人は、麻やカラムシという雑草から服を編み、寒い冬は毛皮を被っていました。住まいはあの竪穴式です。米が作れるようになったのは次の弥生時代ですので、木の実の採集と不確実狩猟に頼って暮らしていました。火焰型土器からは、雪深い地で縄文人が寒さと飢えに堪えながら炎に託した気持ちが乗り移ったかのような感動を覚えます。

現代の基準からすれば最低限度の生活に遠く及ばない暮らしをしていた縄文人が、あのような見事な土偶や土器を作ったことには驚くほかありません。何を考えていたのでしょうか。人間の精神世界や美意識は、貧しくとも、あるいは貧しいほど広がるのかもしれませんが。土偶も文化の結晶であるとすれば、そこには富が集中したような社会があったのかもしれませんが。想像は広がる一方です。

ITだのAIだのとやたら人間性を削がれるような時代、縄文世界のシンプルな豊かさに触れ、その精神世界に思いを馳せるだけで癒やしとなることでしょう。

博物館に行ってみませんか。



弁護士 姉崎 真人

## 債権回収について

YさんはXさんから300万円を借りましたが、返済日になってもお金を返そうとしません。

そこで、Xさんは、Yさんからお金を取り返したいと考え、弁護士に相談しました。

### 1 貸金の取立て

**Xさん** Yさんがお金を返してくれません。

きちんと契約書は作っています。

どうやったらお金を取り返すことができますか？

**弁護士** まずは契約書の内容に従って返済を求め、それでも返してくれないのであれば、裁判所に訴える必要があります。

**Xさん** Xさん 裁判で勝つとどうなりますか？

**弁護士** 「YはXに300万円を支払え。」という判決がなされます。

このような判決がなされると、Yさんの預金や給料を差し押さえることができます。

**Xさん** 判決なしに差し押えをすることはできますか？

**弁護士** 公証役場で貸金に関する公正証書を作成することが考えられます。

公正証書に、「支払が遅れたら強制執行を受ける」旨の文言（強制執行受諾文言）を入れると、判決がなくても差し押さえ等を行うことができます。

### POINT

お金を貸すときに、公正証書を作成し、強制執行受諾文言を入れておくと、貸金の回収が容易になります。

### 2 財産の特定

**Xさん** いざ判決が出たとして、何を差し押さえたらよいですか？

**弁護士** Xさん側で、差し押さえたい財産を指定する必要があります。

必要な情報は以下のとおりです。

- ①預金→金融機関と支店名
- ②不動産→所在地
- ③給与→勤務先

**Xさん** こちらには全く情報がありません。

どうすればよいでしょうか・・・

**弁護士** 近年の法改正により、次のような制度が準備されました。

①預金→金融機関に照会すると、各支店に口座がないか確認してくれます。

ただし、金融機関毎に照会する必要があります。

②不動産→不動産の有無を市町村の登記所（法務局）に確認することができます。

ただし、後述する財産開示手続きが必要です。

③給与→市町村や日本年金機構等を相手として債務者の就業先を調査することができます。

ただし、後述する財産開示手続きが必要です。

また、利用できる対象が限定されています（婚姻費用、養育費並びに生命や身体に関する損害賠償請求など）。

**Xさん** 給与については、利用できる対象が限定されていますね。

**弁護士** 債権者に強い調査権限を認めすぎると、問題が生じかねません。

例えば、ヤミ金業者が給与を簡単に確認できると、債務者の生活が脅かされる恐れがあります。

そこで、給与の調査は一定の場合に制限されています。

### POINT

債権回収のため新しい制度が用意されています。要件を満たす場合には、是非活用しましょう。

### 3 財産開示手続

- Xさん** 財産開示手続の詳しい内容を教えて下さい。
- 弁護士** 債務者を裁判所に呼び出します。  
期日では、裁判官の前で、債権者が債務者に質問します。  
具体的には、勤務先や、資産の有無を尋ねます。
- Xさん** 債務者が来なかったらどうなりますか？
- 弁護士** 以前はペナルティが弱かったのですが、法改正により、正当な理由がない場合には刑事罰が課せられるようになりました。
- Xさん** 債務者が質問に嘘をついたらどうなりますか？
- 弁護士** これも立証できれば刑事罰の対象となります。
- Xさん** 債務者も呼び出されたらびっくりしますよね。
- 弁護士** これまで裁判にも出頭せず開き直っていた債務者が、財産開示手続で呼び出したら、渋々やってきたことがあります。  
財産開示手続すら出頭しなかった債務者を警察に告発したら、慌てて連絡してきたこともありました。  
刑事罰がない頃には実効性がなかったのですが、改正により、使いやすい制度になったと思います。

#### POINT

連絡に応じない債務者を呼び出す手段として、財産開示手続を活用することが考えられます。

### 4 もしもに備える

- Xさん** これだけ制度が準備されているなら、貸金の回収は簡単ですね！
- 弁護士** そうでもありません。  
まず、裁判で判決を得るためには、費用と時間がかかります。
- Xさん** 確かにそうですね・・・
- 弁護士** 次に、財産調査は万能ではありません。  
預金の調査は、金融機関毎に、1件5000円（2件目以降は4000円）がかかります。多数の金融機関を調査すると、結構な費用がかかります。  
就業先の調査も、すぐに仕事を変えてしまう人には効果が薄いです。
- Xさん** 財産開示手続はどうですか？

- 弁護士** 出頭したうえで、お金がないと開き直られると、それ以上質問のしようがありません。
- Xさん** 今回は事前の対策がありませんでした。  
今後、お金を貸すときには、どのような対策が考えられますか？
- 弁護士** まず、保証人（債務者の代わりに返済する人）を付けることが考えられます。  
また、大きな金額を貸し付ける場合で、相手が不動産等の資産を持っている場合には、担保（返済がないと資産を強制的に売却できます）をとることが考えられます。  
さらに、最初に説明したとおり、強制執行受諾文言付きの公正証書を作成することが考えられます。  
一番大事なのは、債務者の資産調査を徹底し、後でスムーズに回収できるよう準備することだと思います。
- Xさん** お金を貸した後に、これらの対策をすることはできますか？
- 弁護士** 債務者が同意すれば可能ですが、後から言っても同意する人は少ないでしょう。  
最初の対応が肝心です。

#### POINT

貸し付け前に、事前の対策を検討しましょう。

### 5 最後に

- 幾ら準備をしても、お金を回収できないときがあります。  
例えば、債務者が破産をしたら、保証人や担保を付けていない限り、お金を回収することはできません。  
保証人を付けていても、今度は保証人が破産するかもしれません。  
しかしながら、何も準備をしないと、できる限り準備をするのとでは、結果が違ってきます。  
債権の回収についてご不安な点がある場合には、専門家にご相談下さい。





弁護士 竹村 一成

## 副会長雑感 ～千葉県弁護士会副会長として～

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、私は、本年度、千葉県弁護士会の筆頭副会長を務めております。

千葉県弁護士会では、会長1名、副会長5名の合計6名が役員を務めます。私は、本年度の副会長の中では弁護士の経験年数が最も長いため、副会長の筆頭として、弁護士会の会務に携わっております。

会長・副会長の任期は一年で、役員の業務がかなり多忙なため、任期満了で次の役員に引き継ぐことが通例です。他士業の団体では、役員の任期が複数年だったり、任期満了後に再任されたりすることが多いようですが、弁護士会の役員は、基本、任期一年を超えて役員を務めることはありません。

千葉県弁護士会の場合、会長が対外的な活動を担い、筆頭副会長が、弁護士会内部のことを総括します。わかりやすく言えば、会長が外交等を担う首相、筆頭副会長が官房長官、他の副会長が閣僚といったところでしょうか。

現在、千葉県弁護士会には70近い委員会等があり、それらを主に5人の副会長で担当するため、副会長一人で10以上の委員会等の対応をしています（私自身は15程の委員会等を担当しています）。当会は活発に活動している委員会等が多く、その対応にはかなりの労力を要します。

毎週月曜日に開催される役員会では様々な議題が上程され、午後4時に開始して遅いときには午後11時ころまでかかることもあります。また、会内や会外の様々な会議にも役員として出席することになる上、遠方への

出張もあります（10月末時点で、県外では、沖縄、長野、新潟、名古屋、旭川に出張しました。）。

その上で、筆頭副会長は、弁護士会に所属する弁護士の苦情、不祥事の対応等も行っています。副会長間で担当が決まっていない会務や弁護士会に日々届く代表メールの処理等も、筆頭副会長の担当です。

このように、弁護士会の役員の仕事は多く、日々慌ただしいのですが（会務関係のメールだけでも、毎日100～200通ほどに目を通し、処理します。）、これは弁護士という仕事の特殊性に起因する部分があるように思います。

他士業では、懲戒処分の審査等は監督官庁が行っています。しかし、弁護士には監督官庁がありません。監督官庁のない国家資格は、弁護士しかありません。誰が弁護士を監督するのかと言いますと、弁護士会です。弁護士は、国家権力とも対峙することもあるため、弁護士の指導、監督、懲戒は、弁護士会が行うこととされており、このような仕組みを「弁護士自治」と言います。千葉県弁護士会の会員は850名を超えていますが、これら多くの会員の指導、監督、懲戒を一手に千葉県弁護士会が引き受けていますので、その処理だけでも相当な労力が必要になります。

また、弁護士法第1条には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と記載されています。各弁護士はこの使命を全うすべく、毎日様々な社会的活動を行っていますが、必然、このような弁護士が集まる弁護士会も様々な社会・公益活動を担うこととなります。千葉県弁護士会の委員会等の数が多いのは、千葉の弁護士が活発に社会・公益的



な活動を行っていることこの表れと言えます。

さらに、弁護士は、司法権の担い手でもあります。司法権は、国民の権利・義務などを最終的に確定する非常に強大な権力作用ですので、弁護士は、司法権が適正に運用されるよう、裁判所、検察庁はもとより、関係する各種団体等と連携したり、時には対峙したりすることもあります。このような活動は、弁護士個人では難しく、弁護士会という団体の力に基づく活動が重要となります。

以上のように、弁護士会は、弁護士を指導・監督・懲戒する団体であり、社会・公益活動の重要な担い手であり、司法権の適切な運用のために活動する団体であるというわけで、自然、その活動は多岐にわたり、役員が多忙であるのも自明ということになります。

日々、役員として慌ただしく過ごす日々ですが、上記のような弁護士会の果たす役割の大きさを自覚し、残り約半年の任期を、なんとか勤め上げたいと考えている次第です（任期を無事に終えたら、大好きな旅行&温泉三昧で、楽しみたいです!）。



<美瑛町 白金青い池/竹村撮影>



弁護士 秋場 啓佑

## 弁護士費用保険をご存知ですか

今回は、弁護士費用保険という商品のご紹介をしてみたいと思います。

### 1 弁護士の費用対効果

「法的には請求可能です。しかし費用対効果の観点からは弁護士を雇うことはあまりおすすめできません。」

法律相談をしていると、(断腸の思いで)このような回答をすることがしばしばあります。

弁護士を雇うと、訴訟で勝っても損をしてしまう場合があります。

たとえば、30万円の損害について賠償請求を依頼するのに弁護士を雇うとして、依頼料として30万円を弁護士に払うことになれば(弁護士への依頼料として、30万円はそう高額ではありません)、たとえ訴訟で勝って全額回収に成功したとしても、経済的にはプラスマイナスゼロです。

全額回収できればまだいい方で、実際には、相手方からお金を回収できないというケースもありえます。そのような場合、弁護士への依頼料や、訴訟にかかった費用分だけ赤字になってしまいます。

このように、請求額が少なかったり、あるいは、相手方から回収できるかどうか分からない場合などには、弁護士を雇ってたとえ勝訴したとしても、マイナスの結果に終わってしまう可能性があります。

こうした理由から、冒頭のような回答をせざるを得ない場合があるのです。泣き寝入りするしかないのですかと聞かれれば、費用度外視で請求をするというのではない限りは、額かざるを得ません。

### 2 離婚事件などでも使える弁護士費用保険

このようなときに役に立つのが、弁護士費用保険というものです。

これは最近増えてきた保険商品で、弁護士に支払う報酬を補償してくれるものです。

従来 of 弁護士費用保険は、偶発的な事故による被害の損害賠償請求に関する弁護士費用を補償するものが一般的でした。その典型的な例が自動車保険に付帯するいわゆる弁護士費用特約と呼ばれるもので、交通事

故の損害賠償請求についての弁護士費用を補償してくれるものでした。

近年の弁護士費用保険は、このような偶発的な事故に関するもののみならず、たとえば、勤務先に対する残業代請求、離婚事件、相続などといった一般的な事件についても弁護士費用を補償するものが増えてきています。

こうした保険に入っていれば、費用のことはあまり気にせずに、弁護士に依頼して権利行使をすることが可能です。

いくら法制度が整備されていても、費用がかかるため実際に利用することが困難というのでは、日本国憲法が保障する裁判を受ける権利も有名無実です。また被害者が泣き寝入りせざるを得ず加害者へのしかるべき責任追及が出来ないというのは、法治国家として問題です。

弁護士費用保険は、費用の問題を解消することで国民の権利行使を容易にする、非常に有益な商品といえるでしょう。

なお現在のところ個人向けの弁護士費用保険に税制優遇はありませんが、ベルギーなど一部の先進国では掛金に税額控除が認められているようです。もしかすると、将来的には我が国でも弁護士費用保険に何らかの税制優遇がされることもあるかも知れません。

### 3 参考書品

最後に、現在販売されている弁護士費用保険をいくつかご紹介します。

あくまでご参考としてご紹介するものであり、弊所が加入を推奨するものではありません。また最新の情報と異なる場合もありますので、ご注意下さい。

加入をご検討の際は、補償条件や補償内容などを十分ご確認下さい。

- 弁護士保険ミカタ 公式サイト <https://mikata-ins.co.jp/>
- 弁護士費用保険コモン 公式サイト <https://yell-lpi.co.jp/>
- ベンナビ 公式サイト <https://kailash.co.jp/>



弁護士 鈴木 淳美

## 遺言書はどこに保管する？

### 1 はじめに

遺言は、ご自身が亡くなった後の財産を誰にどのように分けるかを決めておくことができるものです。遺言書を作成しておくことで、遺された者同士のトラブルを予防することに役立ちます。いくつか種類がある遺言書のうち、「自筆証書遺言」という種類の遺言は、紙とペンさえあれば、いつでもどこでも作成でき、費用もかかりません。

では、自筆証書遺言を作ったのはいいものの、それをどこに保管したらいいのでしょうか。

### 2 保管上の注意点

(1) 「あのタンスの引き出しに…、いや仏壇はどうか…」とお考えになられた方もいらっしゃるかもしれませんが、今あげた保管場所は必ずしも適切とは限りません。

というのも、遺言書を簡単に見つかりやすい場所に保管しておく、よからぬことを企む誰かに見つかって、生前に内容を書き換えられてしまったり、遺言書そのものを捨てられてしまったりする恐れがあるからです。

(2) では、「あの秘密の場所に隠しておくのは…」という案はどうでしょうか。こちらは、生前に見つかってしまうリスクは低いでしょう。しかし、遺言者ご本人以外に見つけにくい場所に保管してしまうと、亡くなった後にずっと誰にも発見されない恐れがあり、それでは遺言書を作成した意味がなくなってしまう。

### 3 遺言書を法務局で預かってもらえる制度

(1) このように遺言書は、生前に見つかりにくく、亡くなった後には発見してもらいやすいという場所に保管すべきと言えますが、このような要求を満たす場所はなかなか思いつきにくいというのが実情だと思います。

(2) このような悩みを解消すべく、自筆証書遺言を法務局で保管できる制度（以下では「遺言書保管制度」といいます。）が令和2年の7月から始まりました。法務局に預けた遺言書は、原本に加え、画像データとしても長期間適正に管理・保管され

ます。保管期間は、原本は遺言者ご本人の死亡後50年間、画像データは死亡後150年間です。そのため、この制度を利用すれば、遺言書の紛失の恐れを回避でき、遺言書の改ざんや破棄も防止できます。

(3) 令和3年度には、希望制で、遺言者が亡くなったときに、あらかじめ指定しておいた方（遺言者1人につき1名のみ）に、自筆証書遺言が保管されていることを通知する制度の運用も開始されました。

### 4 遺言書保管制度のデメリット

この遺言書保管制度ですが、以下のようなデメリットもあります。

(1) 法務局の窓口では、遺言の内容に関するアドバイスや法的事項に関する相談は一切応じてもらえません。また、遺言書保管制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものでもありません。

(2) 自筆証書遺言であればすべて保管してもらえるわけではありません。遺言書保管制度を利用する場合は、自筆証書遺言に関する民法上のルールに加え、用紙などについて細かく決められた様式を守って遺言書を作成する必要があります。

(3) 法務局での申請手続きは、必ず遺言者ご本人が手続きする必要があります。自ら法務局まで出向くことが難しかったとしても、ご自身の代わりに親族や専門家に手続きをお願いすることはできません。

### 5 結び

遺言の保管には、頭を悩ませる方も多いと思います。またそもそも、保管の前提として、自筆証書遺言を作成する際は、民法で決められた形式上の細かなルールを守らなければ遺言自体が無効になってしまいます。また、内容面でも様々な注意を払わなければ、相続人同士のトラブルのもとになりかねません。

そのため、遺言書作成や、保管についてご不安な点がある場合は、専門家にご相談されることをおすすめします。当事務所でも、遺言書の作成や保管上のアドバイスも承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

当事務所では、主として以下のとおりの事件を取り扱っております。  
お気軽にご相談ください。

#### 交通事故

当事務所は長年に渡って損保会社から相談を受け、多数の交通事故事案の解決にあたってきました。

加害者側、被害者側を問わず、適切な解決をサポートいたします。

#### 離婚・相続・信託

家庭裁判所の調停委員として様々な事件に携わった経験を有する弁護士が在籍する当事務所が、離婚、相続や信託などの家庭の法律問題に対応します。

#### 医療法務(歯科)

当事務所は、歯科医師会の顧問として多くの歯科医療に関する紛争を解決して参りました。歯科診療や医院経営にまつわる問題について、ご相談ください。

#### 一般民事

土地・建物の明渡、貸金の回収、その他多種多様な案件をお受けしています。身の回りの法律トラブルでお困りの際は、当事務所にお越しください。

#### 企業法務

金融機関などの多数の企業の顧問として企業法務に携わる当事務所が、契約書のチェックや労務問題への対応などを通じて皆様の企業活動をサポートいたします。

#### 建築紛争

住宅瑕疵などの建築をめぐる紛争につき、弁護士会の建築問題を扱う各種委員会に所属し、専門的知見を有する弁護士が解決にあたります。施工側、注文者側双方からのご相談に対応しております。

#### 倒産・債務整理

多額の借金にお困りの方は、債務者の代理人や裁判所から選任される破産管財人として数々の倒産事件を取り扱ってきた実績のある当事務所にご相談ください。

#### その他

本頁に記載のない分野の問題につきましても対応いたします。法律問題でお困りの際は、まずご相談ください。



- 京成千葉線「千葉中央駅」またはJR外房線「本千葉駅」より徒歩13分
- JR「千葉駅」より ▶矢作経由蘇我駅東口行 ▶大学病院/南矢作行 ▶大宮団地行 ▶中野操作場/成東行のいずれかのバスで「中央3丁目」バス停を下車、徒歩約5分。

## 弁護士法人 さくら綜合法律事務所

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目10番16号 CI-22ビル7階  
TEL.043-225-7080 FAX.043-227-7513  
<https://sakurasogo-lawoffice.com>